志木市条例第2号

志木市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を いう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
 - (3) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する 者又は市内で活動する者若しくは団体をいう。
 - (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (5) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者 等の支援を行うものをいう。
 - (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び 平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることな く受けることができるように推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等 の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的 被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関 等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなけれ ばならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事 業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分 配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関 する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、 犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければ ならない。

(連携協力)

第7条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等の支援を円滑に実施することができるよう、相互に連携し、及び協力するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について

相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等 との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪により害を被った者及びその遺族に対し、規則で定 めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に犯罪により害を被った 者及びその遺族に対する見舞金の支給について適用する。